

<オンラインセミナー>

コロナ禍における労務管理、経営者責任

コロナ禍において様々な労務問題が生じましたが、その中でもご相談が多く、実務上気を付けておいた方が良い問題を取り上げました。

新型コロナウイルスは季節性インフルエンザと異なり労災となってしまうのかといった問題や、職場で生じた濃厚接触者を休業させる場合休業手当が必要となるか、在宅勤務に伴いつ病を発症した場合労災となってしまうのかといった、新型コロナに関連する労務問題を取り上げ、何を気を付けるべきか実務上のポイントをお伝えします。ぜひご参加下さい。

■セミナー講師

弁護士法人ALG&Associates

代表執行役員・弁護士 片山 雅也 氏



開催日 2021年 4月21日 (水) 14:00~15:15

セミナー内容

- 新型コロナに感染した場合、労災認定されるケースは？
- 職場で生じた濃厚接触者を休ませる場合、休業手当は必要か？
- 在宅勤務に伴いつ病となった場合、労災になるのか？
- 在宅勤務中、常時カメラをオンにさせた場合、パワハラになるのか？

申込期限 4月16日 (金) までにお申込み下さい。

受講料 無料 (定員500名となり次第、受付終了です)

問合せ AIG損害保険株式会社 東海・北陸地域事業本部 業務統括部 営業推進課
TEL : 052-857-1530



申込方法 <下記申込サイトURLまたはQRコードよりお申込み下さい>

申込サイト

https://online-seminar.resv.jp/direct.php?direct_id=1469

※申込入力画面の参加コード (5ケタ) につきましては、 を入力してください。



<申込みからご参加までの流れ>

申込サイト

セミナー情報確認
参加者情報入力

申込完了
メール受信

セミナー
開催情報
メール受信

セミナー資料
ダウンロード

セミナー参加
当日30分前から
アクセス可能

ご参加頂いた方のお名前・お顔・お声は、周囲の方に伝わりませんので、ご安心ください。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

<セミナーに関するご留意事項>

- ・本セミナーの受講にかかる通信料はお客様のご負担となります。
- ・本セミナーの受講に必要な機器・設備・インターネット接続およびソフトウェア等は受講者様にてご用意・操作をお願いいたします。
- ・本セミナーはインターネットで開催されるオンラインセミナーです。受講者のご利用環境により映像・音声をご覧いただけない場合があります。
- ・インターネット環境等に関するご相談・問い合わせ等については、ご回答しかねる場合がございますのであらかじめご承知お願います。